

仕 様 書

- 1 本仕様書は、小河原町小河原農道ほか3路線除草業務（8－1）に適用するものである。
- 2 施工箇所は、別図のとおりである。
- 3 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を提出すること。
- 4 除草は、繁茂している雑草を草刈機及びその他の器具を用いて根元から短くきれいに刈り取るものとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草後は、刈り取った草をすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 8 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。
また、施工区域の起点及び終点に、通行中の車両等から確認ができ、通行の妨げとならない場所に看板を設置し安全管理を徹底すること。
- 9 除草作業時においては、既存の道路附属物や一般車両、沿線の家屋等を破損させることのないよう対策を講じること。また万が一破損させた場合は、受注者の責任において補修や損害の賠償等を行うこと。
- 10 刈り取った草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。なお、搬入にあたっては搬入基準に適合するよう注意すること。
- 11 除草完了時は完了報告書（委託業務実施報告書、写真、竣工図面、伝票、数量比較表等）を提出し、本市検査員の検査を受けること。
- 12 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

条 件 明 示

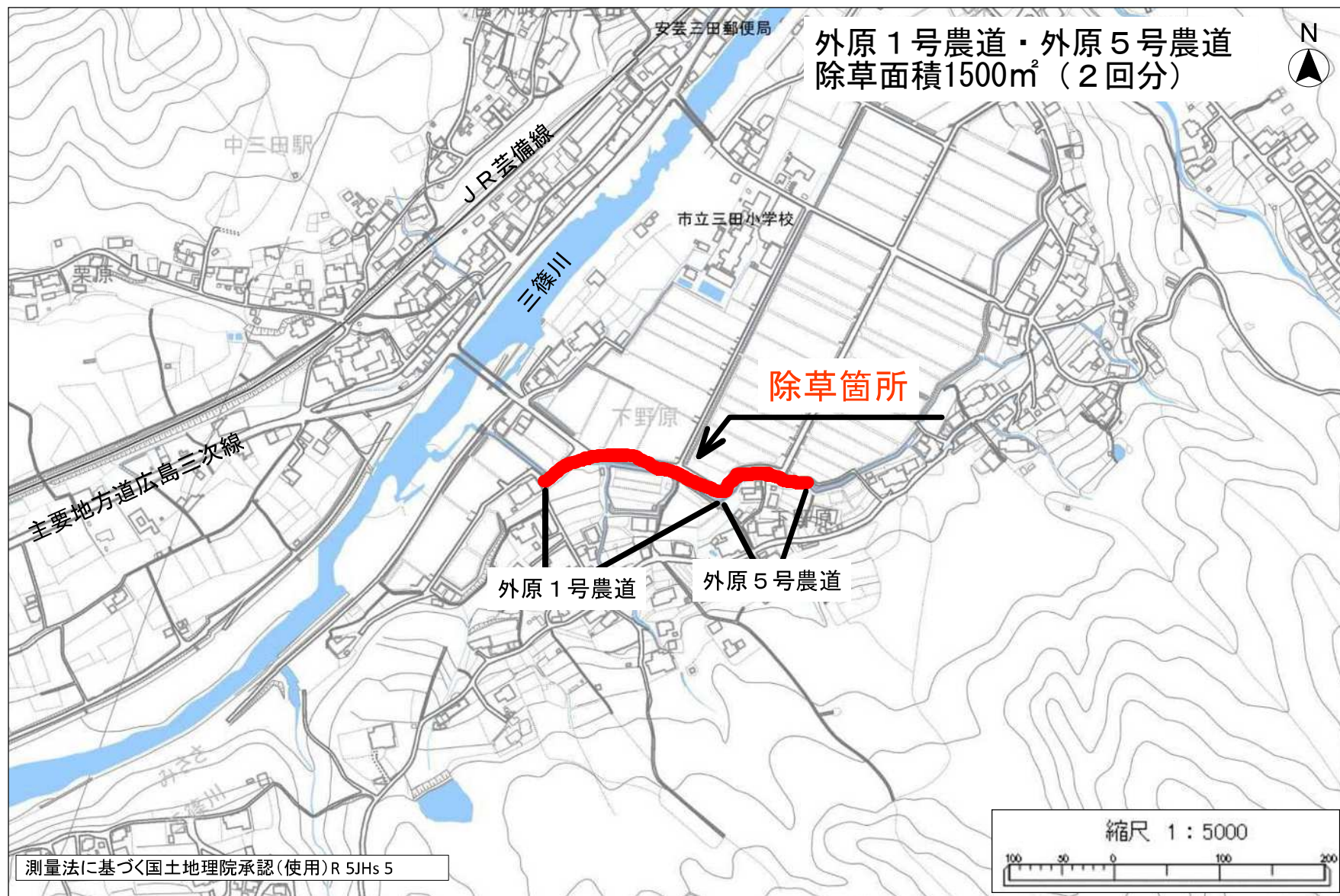
小河原町小河原農道ほか3路線除草業務（8－1）

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	委託期間は、準備・後片付け期間、雨天、休日等を含み、契約締結から令和8年10月30日を見込んでいる。 なお、休日等には、日曜日、祝日、夏季休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。 本業務は、通常の作業時間帯（8時から17時）で行えるものとするが、作業時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議すること。
業務関係	除草範囲は、路肩より約1.0mとするが、除草が困難な箇所については、可能な範囲で除草をおこなうこと。 ただし、外原1号農道・外原5号農道においては、除草範囲を路肩より約2.5mとし、除草回数を2回とする。なお、2回目の除草時期については、別途本市監督員と協議すること。 除草の実施にあたっては、お盆期間までに完了するよう留意すること。なお、除草時期については別途本市監督員と協議すること。
安全対策	交通誘導員は、1日あたり2名配置すること。 ただし、地元及び関係機関との協議等により配置人員に変更が生じた場合は変更の対象とする。 本業務においては、飛び石防護をおこなうこと。
その他	本業務の積算では、令和7年8月版土木工事標準積算基準書及び令和8年5月単価を採用している。

位置図



位置図



位置図

